

『鳴り砂 228』で述べた「定検短縮化・連続運転長期化」について、東北電力は、国内で初めて東通1で実施することを10.15に公表しました。来年2月に定検に入り、その後4ヶ月で定検を終了させ、6月から「16ヶ月連続運転」とのことです。国は最長24ヶ月の延長を認めていますが（ただし制度導入から5年間は18ヶ月）、今回東北電力は、機器の点検間隔を「26ヶ月」としても問題のないことを確認と“豪語”した上で、現状では（現在装荷中の濃縮度3.7%燃料では）燃料交換を18ヶ月で行なう必要があるため、「慎重に考えて16ヶ月とした」と述べています。

『鳴り砂 202、213』でも指摘しましたが、原発の定検は‘運転継続に必要な燃料補給・交換’が第一の目的で、その間を利用して“ついでに”設備・機器の点検・交換を行なうものです。国の新制度では、定検短縮化を図るため、定検期間と運転期間を合わせた「保全サイクル」間に検査・点検・補修を行なえばよいということにして、原発停止中でなければできない検査以外は極力運転中の検査（ISI）に回すように計画され、机上では「26ヶ月」間隔でも大丈夫とされていますから、連続運転に必要な燃料の濃縮度を増やしさえすれば24ヶ月連続運転を実現できるわけで、今回は高濃縮度燃料の準備がなかっただけで、“慎重に考えて16ヶ月”としたわけではありません。

しかも、今回も別稿で指摘しましたが、運転中検査の増加は、繰返される初歩的ミスによる原発への深刻な影響や、労働者被曝の危険性を増加させるものでしかありません。さらに、これに“味をしめて”24ヶ月連続運転用の燃料を使用し始めると、中途半端な運転中断を避けるため、東北電力お得意の「多少の異常があっても運転継続優先」という対応が常態化し、危険性をより一層増大させることになるのは明らかです。

『鳴り砂 228』に記載した女川3プルサーマル用MOX燃料調達に関する“茶番監査”の結果が11.11に公表されました。結果は予想通りですが、別紙1で、元請のGNF-Jで発生した「発火事象に伴う再発防止対策…を確認した」と“こっそり”記載していることに、違和感を覚えました。その発火事象は、実際には今年5月に起こったものですが、保安院への匿名告発に対し同社が“当初は否定”し、再度の文書報告請求により8.4に“ようやく認めた”という経緯があるからです。また、東北電力の11.12県技術会資料によれば、ウラン粉末をペレット成型後に水素・窒素ガスの還元雰囲気中で焼き固める「焼結炉」の試運転中に、「火を用いて水素漏れを点検していたところ、通常の水素ガスリークチェックの時より大きな炎が発生した」ということで、原因は「メーカーの製造ミス・シール材選定の不備・試運転中の不備（異常）を不適合（問題）としない管理体制」だったとして、それぞれ再発防止対策が講じられ「適切であることを確認した」とされています。しかし、筆者が特に驚いたのは「火を用いて」という点検方法で、確かに高濃度の水素は燃焼するのですが、空気（酸素）と一定の割合で混合すれば『爆発』するため、セッケン水のような泡立ちするものでリーク（漏れ）検査をするのが常識です。おそらく炉の外壁も非常に高温で、セッケン水が直ぐに蒸発してしまうためだとは思いますが、（作業員が）火で点検できるということは炉周辺に空気があるはずですから、非常に“乱暴・無謀”な方法だと思います（それとも、空気供給ラインが作業員や火のバーナーにつながっているのでしょうか？）。

大切な検査にさえ最善の安全対策を講じようとする寡占・独占企業がプルサーマル実施の主導権を握っている限り、安全性の確保は不可能です。